

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道料金の免除 申請期限を延長しました ※令和2年11月30日(月)まで

狭山市では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等に伴い支援・助成を受けている方を対象に、4カ月分の水道料金を全額免除いたします。

免除の対象

狭山市と水道契約を締結しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援・助成を受けている方（対象となる支援・助成制度は裏面参照）
※免除の決定には、申請書等の提出が必要となります。

免除となる料金

奇数月検針地区の方：令和2年7月検針分・9月検針分の「水道料金」

偶数月検針地区の方：令和2年8月検針分・10月検針分の「水道料金」

※下水道使用料については、免除の対象となりませんのでご注意ください。

（公共下水道を使用されている方は、水道の使用水量に応じた使用料が請求されます。）

提出書類

次の2つの書類を提出してください。

① 水道料金免除申請書兼誓約書

申請書は市ホームページからダウンロードできます。

また、下記窓口にも設置しております。

【設置窓口】 ・狭山市上下水道部経営課 ・狭山市社会福祉協議会
・狭山市上下水道お客様サービスセンター ・各地区センター

※水道使用者の名義と支援・助成の決定を受けた方が異なる場合等、ご不明な点につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

② 対象となる支援・助成を受けたことが確認できる書類（決定通知書の写し）

※対象となる支援・助成制度は裏面をご参照ください。

※添付書類に関することはご相談ください。

提出先・期限

【提出先】 〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市役所上下水道部経営課宛
（感染症予防の観点から、**原則郵送での申請をお願いします**。なお、申請書を市ホームページからダウンロードされる場合は、返信用封筒を送付いたしますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。）

※市役所での提出も可能ですが、窓口の混雑を避けるため事前の電話連絡をお願いします。（受付時間：平日8：30～17：15）

【申請期限】 **令和2年11月30日(月)まで**

【お問い合わせ先】

狭山市役所上下水道部 経営課 代表：04-2953-1111（内線：2315・2723）

水道料金免除の対象となる支援・助成制度

※対象：令和2年3月25日～令和2年10月31日決定分

新型コロナウイルス感染症の影響を受け 主に休業された方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け 主に失業された方等	離職・廃業や減収等により 住居を喪失または そのおそれのある方
<p>貸付 緊急小口資金（特例）</p> <p>■対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>■貸付上限額 ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内</p> <p>■措置期間：1年以内 ■償還期限：2年以内</p>	<p>貸付 総合支援資金（特例）</p> <p>■対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>■貸付上限額 ・（2人以上）月20万円以内 ・（単身）月15万円以内 貸付期間：原則3カ月以内</p> <p>■措置期間：1年以内 ■償還期限：10年以内</p>	<p>住居確保給付金</p> <p>■受給要件があります</p> <p>■支給額 月毎の家賃の内、賃料分を支給（上限額以内で管理費、共益費等除く） ※支給は審査の結果によるため、必ず給付になるとは限りません</p> <p>■支給期間 原則3カ月間（延長の可能性あり）</p>
<p>【申請先】狭山市社会福祉協議会 TEL:04-2956-7665</p>		

※詳しくは、狭山市社会福祉協議会ホームページまたは市ホームページをご覧ください。